

議会基本条例制定特別委員会記録（要旨）

日時 平成 23 年 7 月 25 日（月）
午前 10 時 00 分～11 時 50 分
場所 第 1 委員会室

出席者 二見委員長 根岸副委員長 小笠原委員 神保委員 桑原委員 原委員
添田委員 三橋委員 （ほか傍聴議員 5 名出席）
事務局 大野局長 鐘ヶ江庶務課長 和田副主幹

委員長 今回は、3 名からなる作業部会による案について話し合っていた。配付した案について、作業部会の委員に説明をお願いする。

委員 今日のために 3 種類の資料を用意した。部会は 6 月 30 日、7 月 7 日、7 月 19 日の 3 回行った。傍聴議員からも意見をいただいて作業した。案の「前文」と「目的」についてはすでに前回までに案ができていたので議論していない。第 2 条で、「条例の位置付け」「最高規範性」という言葉を並べたが、どちらが良いのか皆さんで議論してほしい。

第 2 章「議会と議員の活動原則」では、第 3 条第 1 項で公平性・透明性・信頼性の確保を入れた。第 2 項には、現行では年 4 回の定例会で招集は 3 日前までにということから、専決処分の理由は議会を招集する暇がないためと説明され、後追いで承認することとなっている。しかし、議員はすべてについて責任を持って議決するという考えから、急遽の案件にも対応するべく通年議会を設けることとした。

第 4 項の「開かれた議会」、第 5 項の「分かりやすい議会」は異なるものとして分けている。これは情報や会議の公開、住民参加を促すという意味である。

第 4 条第 4 項の「政策立案・提言」は、議会が単にチェック機能だけを持つのでなく、提案権もあるということで、たとえば一般質問という形での提言もある。

第 4 条第 5 項の「自らの議会活動の情報提供」については、議員一個人としての報告会はもちろん、議会全体としての報告会についても一考の余地があると考えている。

第 5 条「議員の政治倫理」を盛り込むかについては、部会に 3 名の間でも賛否が分かれたので、委員会で議論していただきたい。

第 6 条「会派」については法の定義がなく、ここでは人数を定めず緩やかに位置付けた。

第 3 章「議会運営」は他市町村にないものだが盛り込んでみた。その中で第

9条の自由討議は重要だが、どこまでが自由討議となるのかが問題となる。委員会の中で意見交換の場が設けられている。陳情・請願審査の時だけ行なわれている意見交換を、条例改正のときにもできないか。

第11条は議決による調査権というのはあるが、調査活動はどこまでの範囲に及ぶのか、議論してほしい。

第4章町民と議会との関係の中、第13条「会議の公開」はどこまでの会議を指すのかということが3人の間で議論になった。第14条の情報公開は図書類も含めてどこまでできるものなのか、現状把握も必要だし、議会事務局の協力も必要になる。

第17条「意見提案手続き」は、具体的な手法としてパブリックコメントやアンケートが考えられるが、頂いた意見の取扱いが難しいという話が3人から出た。

第5章第18条の一問一答方式について、総括質疑にはそぐわないのではないかという意見があって一般質問について採用した。

第19条「町長等の制作形成過程の説明」は、重要な政策について町長等からの説明項目を6項目にして列挙したが、これでよいか議論していただきたい。

第6章「議会の体制整備」では、第20条に議員の研修を、第21条に事務局の体制整備を入れた。市と比べて職員数が少なく、法制局も無い状況である。町規模で果たしてどこまで求められるのかという問題もある。

第22条の図書資料の充実については、議会の図書室は無く、議員控室の図書資料の充実を図り、町民や職員の利用にも資するということが可能かどうか。

あと、地方自治法第96条第2項に基づく議会による議決事項の拡大について議論したい。総合計画、介護計画、諸々の基本計画ほか現在は報告事項として済まされているものを議決事項に入れてはどうかという件について議論していただきたい。

委員長 今の説明を受けて、案に対する意見をどうぞ。

委員 3名による案は前向きなもので評価する。3名以外の4人の委員による意見を出して、全体的な意思表示とすることが必要だ。

委員 総体的に議論すると幅広くなってしまうので、章ごとに部会以外の委員の意見を元に、追加するものや削除するものを決めてはどうか。

委員 大まかな流れとしてはこの案で良いと思う。ただし章ごとに同じ言葉が入っているものもあり、整理する必要がある。

委員 私見だが、各条項について個別に議論するとまとまらなくなる。全体の構成をまず見ていく必要がある。全体の構成は、他市町のもの章の数が多く、分かりにくいので案ではかなり括った。今回提案したものについて、ここがおかしいとか足りないとかいうものを挙げてもらい、再度作業部会を立ち上げて修正

していく方が効率が良い。

- 委員 資料として出した構成図は3人部会の中でも合意に至っていない。
- 委員 今回は出された資料をもとに話し合いをすればよい。
- 委員 議決事項の拡大は議会側と執行者側との調整が必要だ。方向性は良い。
- 委員 賛成だ。現在、議員を各種審議会委員に充て職として加えることは、執行者側で決めている。その背景には議会で誰も内容を理解しないままでは困るので、議員を委員に加えることにより情報共有を図ろうということがある。それで情報共有を図るべく審議会等の委員となった議員が全員協議会で他の議員に内容を報告しているが、審議会などでは議員個人の意見も入ってしまい、議会全体の意見となっていない。重要な計画策定に関しては、議会に対し執行者がきちんと報告するべきだ。第5章にそういった内容を加えてほしい。
- 委員 議決事項の拡大に関しては、委員全員の意向がすべて反映されるというわけではない。
- 委員 通年議会、日曜休日議会についてはどうか。
- 委員 通年議会については一事不再議の原則という問題があり、運用のための要綱も別に作る必要がある。
- 委員 通年議会や日曜休日議会を入れるとすれば、第2章の中に入れるべきでは。
- 委員 その前に、まず盛り込むのかどうかを決めなければ。
- 委員 これらすべてについて検討していく必要がある。
- 委員 入れるのか、そうでないのかをはっきりさせたい。
- 委員 今は条例の案文に入れるか入れないかを議論するのでなく、入れる方向でという程度でいいのではないか。可能性があるということ。
- 委員 検討課題で、入れる方向ということなら、作業部会に預けた方がよい。
- 委員 第3条第4項の「開かれた議会」に休日夜間議会を足しこんでもいいのでは。
- 委員 第3条では具体的な事柄を入れるのではなく、あくまで概念、我々の意気込みだけにしておきたい。ここで具体的事項を入れると、他の章や条と重複する。
- 委員 町民参加の具体的方法は要綱に委任すれば良い。通年議会は第4章「町民と議会の関係」に入れるべきではないか。
- 委員 議会報告会の件は第4章第15条「意見交換の機会」に入れるべきではないか。
- 委員 それは違う。ここでいう意見交換とは、議会の報告会と趣旨の異なるもので、問題が起きて開催するもので、町民に近い問題について会議を持つということの意味する。
- 委員 議会報告会は、あえて入れる必要があるのか。議会報告会は、いわゆる議員が個人で行う議員活動報告会とは異なり、議決されたことについての、議会全体としての報告会を意味する。しかしこれは一方的なものでなく、例えば参加者から質問も出てくる。そういった時に議員個人の意見を出してしまい、誤解さ

れる可能性もあるため、慎重にならざるを得ない。

委員 議会報告会は議会として当然行うべきものだ。町民との意見交換のあり方もこれから検討していくべきだ。

委員 他市町村の報告会だと、議員を 2, 3 班のグループに分けて実施している。賛否を分けた問題について、賛成意見・反対意見にはこんなものがありましたといった単なる報告なら問題は無いが、私自身はこういった意見でしたというような個人の主張を展開しないよう、全議員に徹底する必要がある。徹底されないことが多いから、私は懸念を持っている。

委員 大磯の報告会を見て、その懸念は理解できる。湯河原町議会報告会の実施要項では、はっきりと「議会が主催であることから、会派や議員個々の見解を述べない」と規定している。

委員 議会報告会の意味は、議会から町民の中へ入っていくということで、必要なものだ。きちんと要綱を定めて、ルールに則ってやっていけば良いこと。

委員 報告会の参加者から質問が出てきた場合、個人的な見解が出る可能性がある。かなり前に、新政会という二宮の議員グループの報告会を見たことがあるが、つまらないものだった。ひきつける内容で、きちんとした報告会を展開するのは難しいという印象だ。

委員 先日個人で報告会をやったが、そこで出た意見を行政側に伝えた。議会全体としても報告会を通じて住民の皆さんの意見を取り入れるのは大事だと思う。

委員 本来は議員が個人で報告会をすればいいことだ。一人ひとりがやっていたら済むことだ。

委員 個人の報告会と議会全体の報告会とは位置付けが全く異なる。

委員 その通りで、次元が違う。この二つを取り違えてはならない。

委員 議会全体とすれば、今は議会だよりであるとか、テレビ放映などできる限りメディアを使って伝えようと我々は努力している。ツールが無い時代にあっては報告会も有効かもしれないが、この時代に全体としての報告会にこだわる必要は無いと思う。

委員 議会報告会は知恵と工夫でやっていける自信がある。今実施している他自治体の例がだめだからといって排除すべきでない。テレビや議会だよりだけで分かってもらえるというものではない。議会は委員会において重要なことが取り上げられており、情報提供の不備を補う、補充するという意味で議会報告会は有効であり重要だ。

委員 第 5 章「議会と町長等の関係」第 19 条第 6 項の「町民参加の有無」とは何か。

委員 その政策に町民参加を入れるのか、入れるとすればどのように行うのかということの意味している。

委員 この案には議会広報が盛り込まれていないので、きちんと入れた方がいい。

- 委員 議会だよりということだけでなく広報活動として入れるなら良い。
- 委員 会議の原則公開、情報公開とあるが、非開示とすべき個人情報の扱いはどうなるのか。
- 委員 情報公開条例の中で個人情報など公開の例外とされているものが規定されているので問題はクリアできる。
- 委員長 第1章第2条の「条例の位置付け」と「最高規範性」はどちらを採用するのか。
- 委員 最高規範性という言葉がふさわしいのか疑問。
- 委員 議会だよりなどは小学5年生が読んでも解るものにすると良いと言われている。この条例も小学5年生が解るように、位置付けとするのが良いのでは。
- 委員 最高規範性と位置付けという2つは、そもそも意味合いが違う。
- 委員 両方入れても良い。
- 委員長 最高規範性というのはどの程度のものなのか解釈が必要だ。
- 委員 第7章の補足で、条例の見直しとあるが、条例が制定されるとこの特別委員会はなくなるのでどのようにするのか。
- 委員 見直しの時期などについて具体的に決めておくべきではないか。その都度なのか、改選ごとなのか。
- 委員 改選ごとにやっている自治体が多い。4年間の反省をもとに全員協議会か議会運営委員会で説明してやるところが多い。
- 委員 確認したい。第2章第3条第4項の「開かれた議会」と第5項「分かりやすい議会」というのは違うというが、どういうことなのか。
- 委員 茅ヶ崎市の条例を参考にしてみた。
- 委員 第13条「会議の原則公開」はこの「開かれた議会」に入れるべきではないか。
- 委員 第2章ではあくまで活動原則だけを入れた。ここでは意気込みを示している。個別具体的な話と分けた。
- 委員 他市町村の条例を見ていると、キーワードの重複が多い。できるだけキーワードは少なく、重複は避けたい。
- 委員 第2章の第4条第6項の自己研鑽は、第6章第20条の研修と一緒に良いのでは。
- 委員 自己研鑽と研修は意味合いが違う。逐条解説で説明すれば良い。
- 委員 今日の会議の内容をもとに、部会で案を作成してもらいたい。
- 委員 今後の進め方について明確にしてほしい。
- 委員 2年かけて作るという話だが、スケジュールがあるわけではなく、またそんなに時間がかからないかもしれない。
- 委員 今後は、今日議論となった議会報告会についても、実施しているところを見に行き、検討したい。
- 委員 まとまった段階で、行政側との調整も必要だ。
- 委員長 次回の委員会は8月24日午前10時からとする。